

特別償却の付表（九）の記載の仕方

1 この付表（九）は、青色申告法人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第26条《課税の特例》に規定する認定導入事業者（以下「認定導入事業者」といいます。）であるものが、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の12の5の2第1項《認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人で認定導入事業者であるものが、措置法第68条の15の6の2第1項《認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、措置法第42条の12の5の2第1項又は第68条の15の6の2第1項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備（以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」といいます。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した認定特定高度情報通信技術活用設備については、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。

2 「事業の種類1」には、認定特定高度情報通信技術活用設備を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

3 「認定特定高度情報通信技術活用設備の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、認定特定高度情報通信技術活用設備の種類、構造、細目等を記載します。また、その認定特定高度情報通信技術活用設備が機械及び装置

である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載します。

4 「認定特定高度情報通信技術活用設備の名称3」には、認定特定高度情報通信技術活用設備の名称を記載します。

5 「取得価額7」には、認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額を記載します。

ただし、その認定特定高度情報通信技術活用設備につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

6 「償却・準備金方式の区分10」は、その認定特定高度情報通信技術活用設備につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

7 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定年月日11」には、特定高度情報通信技術活用システム導入計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第9条第1項《特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定》の認定を受けた年月日を記載します。

(2) 「主務大臣の確認を受けた年月日12」には、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第31条第1項第5号《主務大臣等》に定める主務大臣の同法第26条の確認を受けた年月日を記載します。

なお、同条の確認を受けたことを証する書類の写しの添付が必要となりますので注意してください。

(3) 「その他参考となる事項13」には、その資産が認定特定高度情報通信技術活用設備に該当する旨等参考となる事項を記載します。